

体育施設使用（予約）の手引き

※お電話での施設予約はできません

▼小中学校の体育館やグラウンド（学校体育施設）

学校教育に支障のない日時に、小中学校の体育施設が使用できます。

1. 行事等で先行予約したい場合（区の運動会等）

- ①希望する学校に、希望する日時が使用可能か直接確認し、了解を得てください。
- ②学校の了解が得られた場合は、スポーツ振興係で団体登録と使用許可申請をしてください。**（学校施設使用団体登録申請書、団体構成員名簿、学校施設使用許可申請書の提出、使用料納入）※申請書はホームページよりダウンロードできます。**
- ③利用当日（土日祝日の場合はその前日）にスポーツ振興係から鍵、書類、感染防止の消毒等を受取ってください。
- ④使用後は速やかに鍵の返却と使用報告書・コロナチェックリストをスポーツ振興係に提出してください。

2. 日常的使用の場合（大会の練習等）

- ①施設ごとに調整会（月1回）に出席し、他の団体と翌月分の予約の調整をします。（調整会の日時はスポーツ振興係にお問合わせください）

※ただし、調整会に出席したい場合は、調整会前に学校施設使用団体登録申請書、団体構成員名簿をご提出ください。

例：4月調整会に出席したい→調整会前に団体登録申請書を提出

※学校施設使用許可申請書の提出および使用料納入は調整会時に行います

- ②調整結果をふまえ、その場で学校施設使用許可申請書を提出し使用料を支払います。
- ③調整会後に生じた空き時間帯を使用したい場合は、使用希望日の3日前(土・日曜日、祝日を除く)にスポーツ振興係で使用許可申請をしてください。（空き時間帯は市ホームページでご確認ください）この場合は登録した学校以外の学校施設も使用できます。

▼市民体育館や県民グラウンドなど（市体育施設）

1. 使用したい日の前月1日から10日の間に、体育施設使用許可申請書をスポーツ振興係（勤労青少年ホーム 創造の家 内）へ提出してください。
2. 市で重複等の調整を行った後、決定した施設利用予定表（使用許可内容）を、前月20日に各施設に掲示します。また、市ホームページ「体育施設利用予定」にも掲載します。許可内容についてのお問合せは20日以降にお願いします。

3. 使用許可後、スポーツ振興係で速やかに使用料を納入してください。
4. 20日以降で、空き施設の使用を希望する場合は、先着順で随時申し込みができます。
5. 大会等のため先行予約が必要な場合はスポーツ振興係にご相談ください。先行予約の際は、その必要性を確認するための資料（大会要項、開催チラシ等）が必要です。

▼使用料の減免

区が行事等で使用する場合、減免申請により体育施設の使用料は、減免されます。

使用料の減免には「使用料減免申請書」の提出が必要です。

（減免理由によっては、追加の資料提出をお願いする場合があります。）

- 市内各区(公民分館含む)が大会又は行事で体育の用に使用するとき
施設使用料は全額減免 電灯、冷暖房及びジェットヒーターの使用料は減免なし
- 市内各区の育成会が体育の用に使用するとき
施設使用料は全額減免 電灯、冷暖房及びジェットヒーターの使用料は減免なし

▼施設使用上の注意事項

喫煙については、市体育施設は指定場所以外禁煙、学校体育施設は敷地内全面禁煙

- 1 備品や用具等は安全点検を行ってから使用し、使用後は元の位置に片付けてください。また、設備等を壊したときは、すぐに管理人又はスポーツ振興係に報告してください。（修理を要する場合は、損害額を賠償）
- 2 使用後は必ず清掃（整地）を行い、非常口等の戸締りの確認をしてください。また、ゴミ等は各自で持ち帰ってください。
- 3 路上駐車は厳禁です。駐車数が多い場合、乗り合わせ等で来場してください。
- 4 やむを得ず設備の現状を変更したい場合（ラインテープを貼る等）は、事前に管理人又はスポーツ振興係から指示を受けてください。
- 5 物品の販売、広告物の提出、ビラ等の配布は事前に許可が必要です。
- 6 暖房機を使う場合は取扱いに注意し、使用後は必ず消火を確認してください。
- 7 グラウンドにラインを引く場合は、炭酸カルシウム等を使用し、使用後は元の状態に戻してください。（消石灰は禁止）

その他「各施設の使用上の注意」をご確認ください。